

小規模な木造住宅等が新たに 建築確認の対象となります。

令和7年4月1日以降に工事に着手する

木造平家建ての新築

1 延べ面積 200 m²を超える場合
県内全地域で「建築確認」が
必要になります。

2 延べ面積 200 m²以内の場合
都市計画区域、確認区域、準都市計画区域
においては「建築確認」が従来と同じく必要です。

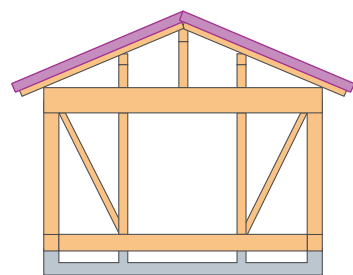
詳しくは建築士にお尋ねください。



建築確認が不要な建築物も、
建築基準法や省エネ基準に適合
させる必要があります。

建築基準法の改正ココが **ポイント**

POINT 「建築確認」の新たな審査項目



構造の安全性

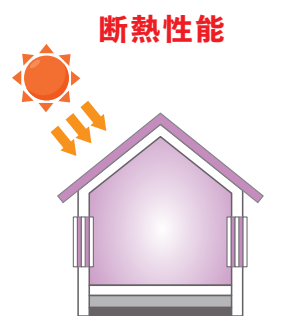
- 屋根や壁の重さに見合った
● 壁の必要量と配置
● 柱の大きさの確保 など

各部分の寸法・仕様

- 各部屋の窓の大きさと
その計算過程
● 材料の防火性能 など

建築物省エネ法の改正ココが **ポイント**

POINT 「省エネ基準」の義務付け



断熱性能

屋根(天井)・壁・床・窓

一次エネルギー消費量



暖冷房設備 照明設備

換気設備 給湯設備

2階建ての場合は裏面へ！

小規模な木造住宅等が新たに 建築確認の対象となります。

令和7年4月1日以降に工事に着手する

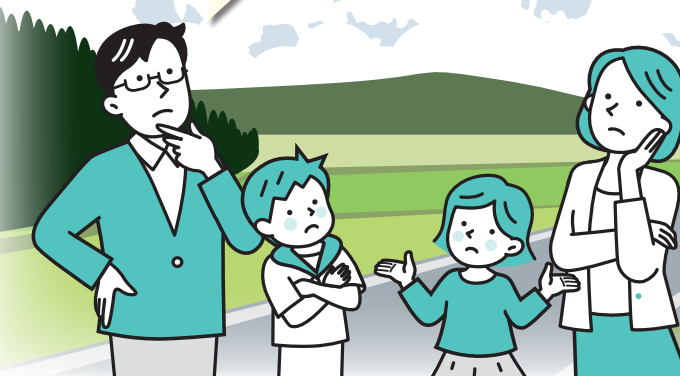
木造2階建ての新築



県内全地域で「建築確認」が
必要になります。詳しくは建築士にお尋ねください。

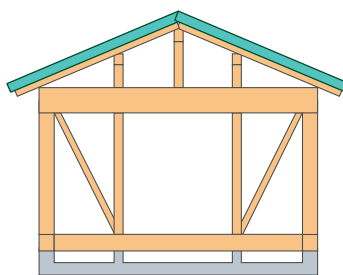
ここは都市計画区域
でないから木造住宅の
確認はいらないのでは？

2階建ての住宅はすべて、
全国どこでも建築確認の
対象になりました。



建築基準法の改正ココが **ポイント**

POINT 「建築確認」の新たな審査項目



構造の安全性

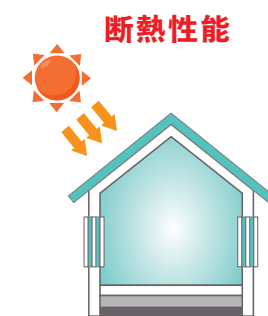
- 屋根や壁の重さに見合った
● 壁の必要量と配置
● 柱の大きさの確保 など

各部分の寸法・仕様

- 各部屋の窓の大きさと
その計算過程
● 材料の防火性能 など

建築物省エネ法の改正ココが **ポイント**

POINT 「省エネ基準」の義務付け



断熱性能

屋根(天井)・壁・床・窓

一次エネルギー消費量



暖冷房設備 照明設備

換気設備 給湯設備

平家建ての場合は裏面へ！

令和7年4月1日 建築基準法の改正

小規模な木造住宅等が新たに建築確認の対象となります。

!

建築確認の申請時には、次の点に注意してください。

①「建築士事務所」に依頼

建築物の設計や申請手続は、原則「建築士事務所」に依頼する必要があります。建築主から依頼を受けて設計等の業務ができるのは、「建築士」個人ではありません。

「建築士事務所」に所属する「建築士」が、このパンフレットの注意事項をはじめ敷地の条件をすべて調査し、建築物の設計や建築確認の申請を行います。

②土砂災害の危険性

土砂災害のおそれのある区域内には、原則、建築することができません。

建築できない区域
【土砂災害レッドゾーン】
【急傾斜地崩壊危険区域】

詳しくは土砂災害情報マップをご覧ください。

③「がけ」に近接しない

「がけ」とは、高さ2mを超え、勾配30°を超える段差を指します。「がけ」に近接して建築物を建てることはできません。

がけ条例適用による建築制限

【「がけ」から後退する】又は【安全な擁壁を設置する】必要があります。

④「建築物の敷地」の設定

「建築物の敷地」

住宅と物置、母屋と離れのように、用途上・機能上分けることができない建築物が複数ある場合は、別々ではなく、原則として同一の敷地として設定します。

「地目」

土地登記簿上の土地の種類です。敷地又は敷地の一部の地目が農地等の場合、転用等の手続きが可能かを調査し、計画を進めてください。

⑤敷地外への越境

既存建築物の一部が道路や隣接地にはみ出して（越境して）いないか、事前に調査してください。

⑥里道・水路の重なり

現地では見えない「里道」や「水路」に建築物が重ならないか、事前に調査してください。

⑦「既存のブロック塀」の安全性

敷地内に「既存のブロック塀」がある場合、倒壊の危険性がないか事前に調査してください。

建築物の建替えや増築時には、「既存のブロック塀」も原則として建築基準法の基準に適合させる必要があります。

⑧既存建築物への「増築」等

次の「増築」を行う場合、建築確認が必要になります。

(1)既存建築物（2階建て）に接続して平家を増築する場合

(2)既存建築物（平家）に接続して平家を増築する場合で、床面積の合計が200㎡を超える場合

「既存建築物」の調査

「増築」の建築確認では「既存建築物」についても安全性等の審査を行いますので、事前に調査して図面を作成してください。

※特に昭和56年以前の「既存建築物」は耐震診断が必要です。

※工作物（高さ4mを超える広告塔・看板等）は、これまでと同様に都市計画区域内外にかかわらず、建築確認が必要です。

お問合せ担当窓口		対象地域	連絡先
熊本市	建築指導課 建築審査室	熊本市	熊本市中央区手取本町1-1 TEL：096-328-2516
八代市	建築指導課	八代市	八代市松江城町1-25 TEL：0965-33-4750
天草市	建築課	天草市	天草市東浜町8-1 TEL：0969-32-6797
熊本県	県央広域本部 景観建築課	宇土市、宇城市、上天草市、上益城郡、下益城郡、天草郡	熊本市中央区水前寺6-18-1 TEL：096-333-2793
	県北広域本部 景観建築課	玉名市、荒尾市、山鹿市、菊池市、合志市、阿蘇市、玉名郡、菊池郡、阿蘇郡	菊池市隈府1272-10 TEL：0968-25-2729
	県南広域本部 景観建築課	水俣市、人吉市、八代郡、葦北郡、球磨郡	八代市西片町1660 TEL：0965-33-3117